

第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

地域福祉の推進にあたり、地域の状況に応じたきめ細かい取り組みを計画的に進めていくためには、行政のみの取り組みでは不十分であり、各種団体、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO法人、福祉施設、医療機関など地域福祉に関わる人や団体をはじめ市民それぞれが、地域の福祉課題を自分の課題として受け止め、その解決に向けた活動に主体的に参加することが不可欠です。

また、市や社会福祉協議会は、市民の主体的な活動を支援するとともに、地域での市民や各種団体の活動が連携して円滑に行われるための環境整備、基盤の充実に取り組むことが求められています。

このため本計画は、地域福祉を推進するため、基本理念、基本目標、地域福祉推進のための施策などを市民みんなが共有し、市民や各種団体、関係機関、市、社会福祉協議会などがそれぞれの役割を担う協働により、よりよい地域社会の実現を図るための共通の指針として策定するものです。

今回の見直しでは、前回策定した計画の基本理念及び基本目標、施策を継承しつつ、地域福祉を取り巻く環境の変化、また市民アンケート調査結果や策定委員会での意見等を今後の方針等に加えた計画とします。

1. 基本理念

**みんなで助けあい、支えあう
だれもが住みたいまち・伊万里をつくる**

○「みんなで」

一部の市民や関係団体、行政だけでなく、市民全体で取り組んでいく計画であることを表しています。

○「助けあい、支えあう」

計画を推進していくためには、すべての市民がお互いに助けあい、支えあっていくことが不可欠であることを表しています。

○「だれもが住みたいまち・伊万里をつくる」

年齢、性別、障害の有無などにかかわらず、すべての市民が、安全な環境で、安心して、いつまでも住み続けたいと感じる伊万里のまちを、市民みんなで作っていきこうという決意を表しています。

2. 基本目標

基本理念を施策に反映し地域福祉のまちづくりを進めるため、引き続き次の4つの基本目標を設定しました。

1) みんなが利用しやすい福祉サービスの確保

(福祉サービスの円滑な利用の確保)

だれもが住みたいまちを実現するためには、市民のだれもが、必要な福祉サービスを、必要なときに、適正に受けられる体制が整っていることが不可欠です。市民アンケート調査でも「相談窓口を身近なものとして充実してほしい」「広報や周知の方法を工夫して、もっと分かりやすくサービス情報を提供してほしい」との意見がありました。

このため、福祉サービス自体の充実を図ることも重要ですが、支援の必要な市民をサービスに円滑に結び付ける体制を構築することが不可欠であり、相談窓口を充実させ、サービス情報の周知を図るとともに、適正なサービスを確保する仕組みづくりや支援の必要な市民を発見する体制づくりを進める必要があります。

2) みんなで参加する地域福祉活動の充実

(市民による地域福祉活動の充実)

市民のだれもが住み慣れた家庭や地域で、いつまでも暮らしていくためには、地域住民がお互いに助けあい、支えあっていく地域福祉活動が整備され、活発に行われていく必要があります。市民アンケート調査でも、そのためには「活動に参加したいときに相談できる窓口があること」「住民が自主的に参加し、活動しやすい組織を地域に整備すること」との意見が多く、関心が高いことがうかがえます。

このため、市民が地域福祉活動に参加しやすい環境を整える必要があります。市民が参加しやすい活動や団体を地域に増やしていくとともに、活動や団体についての情報が容易に得られる仕組みづくりを進める必要があります。また、ボランティア活動に必要な技術やノウハウを、市民が習得できる場を設けるとともに、市民が行うボランティア活動を地域の福祉ニーズに結びつける仕組みが必要です。

3) みんなで福祉について考える雰囲気づくり（福祉意識の高揚）

市民のだれもが助けあい支えあう地域福祉活動を推進するためには、地域住民が、福祉に対する意識を高め、日頃から地域の福祉について話し合える雰囲気をつくりあげておく必要があります。策定委員会においては、「意識を高めるためにも、子どもの頃から、もっと福祉について学べる環境やボランティアへの関心が必要」との意見がありました。

このため、市民全体に対し、福祉についての知識を得られる場を提供するとともに、福祉について意見交換や議論のできる場、身近な福祉の問題を知ることのできる場を創設していくことが必要です。

4) みんなが安心して暮らすことができる地域づくり

(安心、安全な地域づくり)

だれもが住みたいまちづくりを進める基盤として、地域住民が安心して暮らすことができる地域づくり、安全な地域づくりを進める必要があります。特に災害に対する不安の声は多く挙がっています。また、地域づくりは人づくりであり、地域住民がともに助けあい支えあう気運づくりや地域の将来の担い手となる人づくりを進める必要があります。

このため、市民の健康を守る医療・保健体制の充実やユニバーサルデザイン社会の実現を目指したバリアフリー化の推進、地域における防犯・防災体制の整備が必要であり、そのためにも、日頃から地域住民の助けあいの心の醸成に努めることが重要です。また、地域の未来を託す子どもの数が減少している状況に地域として対応していく必要があります。

3. 施策の体系

1. みんなが利用しやすい福祉サービスの確保 (福祉サービスの円滑な利用の確保)	
A. 相談しやすい	相談窓口の充実
<ul style="list-style-type: none"> 1) 身近な相談窓口の充実 2) 保健、医療、介護、福祉サービスの総合的な窓口の充実 3) 窓口の明確化 	
B. サービス情報を入手しやすい	サービス情報の提供体制の整備
<ul style="list-style-type: none"> 1) 情報提供手法の充実 2) 身近な情報源の充実 	
C. 適正なサービスを受けられる	適正なサービスの確保
<ul style="list-style-type: none"> 1) 福祉施設、医療機関など専門機関のサービスとの連携 2) 権利擁護事業の推進 3) 適正な利用者意識の醸成 	
D. 見守ってもらえる	見守りの仕組みづくり
<ul style="list-style-type: none"> 1) 見守りのネットワークづくり 2) ふれあいの場づくり 	

2. みんなで参加する地域福祉活動の充実 (市民による地域福祉活動の充実)	
A. 活動の情報を得やすい	情報発信の場づくり
<ul style="list-style-type: none"> 1) 活動情報の発信の場の充実 2) 活動情報の集積拠点の確保 	
B. 参加する場・機会がある	参加の場・機会づくり
<ul style="list-style-type: none"> 1) NPO法人、ボランティア団体の運営の支援 2) 市民団体・地域団体の活動の充実 3) 地域住民の活動拠点の確保 4) 新たな人材の参加促進 5) 無理なく楽しく参加できる活動の推進 	
C. 参加に必要な技術・ノウハウを得られる	人材の育成
<ul style="list-style-type: none"> 1) ボランティア意識の醸成 2) 実践的な技能習得の機会提供 	
D. 地域の福祉ニーズを知り対応できる	地域の福祉ニーズの把握・対応
<ul style="list-style-type: none"> 1) 地域住民による意見交換の機会づくり 2) 地域役員・団体の連携の推進 3) 地域の福祉ニーズ情報の集積拠点の確保 	

3. みんなで福祉について考える雰囲気づくり (福祉意識の高揚)	
A. 福祉について知識・情報を得られる	福祉教育の推進
1) 福祉に関する学習機会の充実 2) 広報の充実	
B. 福祉について話せる	意見交換の活発化
1) 市民意見収集の場の確保 2) 市民による意見交換の場づくり	
C. 身近な福祉の課題に気づきやすい	身近な福祉課題の気づき
1) 地域の福祉課題を地域で話す場づくり	

4. みんなが安心して暮らすことができる地域づくり (安心、安全な地域づくり)	
A. 心身の健康が保たれる	医療・保健の充実
1) 地域医療体制の整備 2) 保健活動の推進	
B. 障壁（バリア）を感じない	ユニバーサルデザイン社会の実現
1) バリアフリーの推進 2) 交通手段の確保	
C. 犯罪、災害から守られる	防犯、防災体制の整備
1) 地域防犯体制の整備 2) 地域防災体制の整備	
D. 助けあいの心を持つ	助けあいのまちづくり
1) 地域住民交流の推進 2) コミュニティ活動の推進	
E. 未来を託せる	地域による少子化対策の推進
1) 婚活応援の推進 2) 「地域による子育て」の推進	